

水産政策審議会企画部会
第60回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第60回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成28年6月24日（金）午後1時00分

閉会 平成28年6月24日（金）午後3時01分

2. 出席委員

（委員）大森 敏弘 姜 明子 佐藤 安紀子 長瀬 一己

橋本 博之 馬場 治 浜田 峰子 東村 玲子

平野 澄子 水越 和幸

（特別委員）遠藤 喜志雄 久賀 みず保 関 いずみ 高橋 健二

千葉 康則 中田 薫 山田 峰人

3. その他出席者

（水産庁）長谷水産庁次長 大杉漁政部長 保科増殖推進部長

菅家企画課長 藤田管理課長 黒川国際課長

神谷漁場資源課長 大久保水産業体質強化推進室長

加藤資源管理推進室長 廣野指導監督室長 斎藤沿岸・遊漁室長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第60回企画部会
議事次第

日 時：平成28年6月24日（金）13:00～15:01

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

（1）我が国における資源管理の推進

（2）その他

3 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	我が国における資源管理の推進	2
3	閉 会	30

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第60回企画部会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、6月17日付で異動となりました新漁政部長の大杉より御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 皆さん、こんにちは。新任の漁政部長の大杉武博でございます。2008年8月に水産経営課長を離任しまして、8年ぶりの水産庁ということでございます。8年もたちますと、漁業をめぐる情勢も大きく変わっているでしょうし、資源の問題ですとか、あるいは国際規制の問題ですとか、さまざまな点で変化が大きいというふうに思います。キャッチアップをして皆さんのお役に立てるように精進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は御多忙の中、本審議会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。水産政策審議会企画部会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

4月より検討をお願いしております水産基本計画の見直しに向けて、前回、現行の水産基本計画の検証を御審議いただいたところでございます。今回以降はその検証も踏まえまして、テーマごとに御検討いただくことといたしたいと存じます。本日はその第1回目といたしまして、我が国における資源管理の推進について御審議いただきたいと思います。漁業及び関連産業、浜の活力再生にとって水産資源の適切な管理は重要な課題でございます。漁業許可制度や漁獲可能量制度などの公的管理に加えまして、各地域の実情に応じた資源管理が適切に行われるよう、都道府県など関係機関とともに取り組んでいるところでございます。本日は、我が国の漁業実態に即した資源管理の高度化について、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

簡単ではございますが、本日もよろしく願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

○企画課長 本日の会場は皆様の前にマイクが設置されてございません。御発言の際には事務局のよりマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただいて、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、委員11名の皆様方のうち、10名の方々が御出席でございます。定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。また、特別委員の皆様は11名中7名の皆様方が御出席でございます。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いにつきまして御説明を申し上げます。水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開をされており、傍聴者もお見えでございます。また、同規則第9条第2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされており、会議の終了後、

委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載し、公表させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

では、本日の配付資料の確認をさせていただきます。資料1として、我が国における資源管理の推進という横の資料、それから、資料2といたしまして、大森委員から提出いただきました資料がございます。資料は2点でございます。

それから、委員及び都区別委員の皆様のお席には、御参考の資料といたしまして前回までの企画部会における水産基本計画の変更に関する資料、これをファイルにとじて配付しております。このファイルは各委員及び特別委員の専用ファイルでございますので、次回以降の企画部会におきましても、引き続きお席のほうに御用意させていただくこととしております。よろしくお願いいたします。なお、本日の資料につきましては、お帰りの際にファイルに挟んでおいていただければ、その資料を綴じておきます。お持ち帰りになられた場合には、別に用意したものを同じく綴じておきたいと思っておりますので大丈夫です。

カメラで御撮影の方がいらっしゃれば、ここまでしていただきますようお願い申し上げます。

では、ここから先の議事進行は馬場部会長によりをお願いを申し上げます。

○馬場部会長 部会長の馬場です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。本日の議題はお手元にありますとおり、我が国における資源管理の推進となっております。本日の企画部会は15時までの予定となっております。議事進行に御協力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、初めに事務局より資料の説明をお願いいたします。

○管理課長 管理課長の藤田でございます。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の2ページを御覧ください。現状といたしまして、資源管理手法とそれを支える三つの要素が書いてございます。これまでも白書とかで示しておりますので、見たことがあるかと思いますが、まず、資源管理をするに当たりまして基礎となる精度の高い資源評価というのが重要になります。そのあと、真ん中のところに資源管理手法を書いてございます。

上の部分は、どちらかといいますと公的規制として書いてあるものが多うございますが、手法としては三つぐらいございまして、インプットコントロールは、隻数を制限するなどの手法、テクニカルコントロールは、操業はするんですけども、その中でどういった漁具を使うか、サイズを制限するかといったこと、そしてアウトプットコントロールということで、獲っている量とございますか、そういったものをコントロールするという、これら3つの手法がございます。

これらの公的規制につきましては、国レベルでやる公的規制では、こちらの水産政策審議会の資源管理分科会にお諮りをすると、都道府県レベルで申し上げますと、海区調整委員会にお諮りをして実施しているものが多いでございます。さらに、全てを公的管理規制でやっているわけではございませんで、自主的な管理措置というものを絡めて、全体として資源管理の手法ができ上がっているということでございます。最後に、皆さんがちゃんと守ればいいんですが、うまく守れないというものは相互監視をしたり、取り締まりをするというような要素が必要になってくるということになっております。

次に3ページを御覧ください。現在の資源の現状でございます。我が国周辺の水産資源（52魚種84系群）の状況としましては、近年は低位のものが4割から5割ということになっておりますが、右下のところに小さい字で書いてありますが、主要16魚種37系群、幾つか要件がありますけれども、この資源水準で申し上げますと、6割から7割が中位または高位という状況でございます。

以上でございます。

○漁場資源課長 では、引き続きましてⅡ番の適切な管理措置の基礎となる資源評価について説明させていただきます。資源課長の神谷でございます。

お手元の資料の5ページをお開きください。水産資源の評価に求められている課題というのを大きく三つにまとめて挙げております。一番大切なものは、資源評価精度をどうやって向上させていくかという点、2点目として評価の対象魚種をどうするか、3点目といたしまして、これを皆様方にしっかり御理解いただけるようにするには、どうしたらよいかという三つの観点があるかと思っております。精度の向上につきましては、基本的には不確実性を解消するために、どのようにデータの質、量を向上させていくかという、これまでの課題に加えまして、新たに外国漁船による漁獲の増大や気候変動といったものを、どのように組み込んでいくかという点が大事になってまいります。

資料の6ページをお開きください。最初の評価精度の向上についての説明でございますが、最初のページは資源評価には不確実性が伴うという点の説明資料でございます。水産資源というのは見えないものでございますので、過去、現在、将来のいずれもが推定となっております、不確実性を内在いたしております。右側のマトリックスにございますように、他の予報と比べましても例えば天気予報とか、鉱物資源などと比べてみましても、例えば天気予報であれば台風の進路予測などを思い描いていただければよろしいわけですが、将来については推定だけれども、通ってきた進路というのははっきりわかると。鉱物資源は移動しないので、一旦、わかればその値

というのは変わらないと。一方で、水産資源というのは、過去も現在も未来も全てが推定で、それには不確実性を伴っていると。その不確実性をどうやって解消していくかというのが大切な課題となっております。

7ページでございますが、次はデータの重要性というものを示しております。一つの事例として例えばマサバのTACなどを考えます場合に、ことし、来年のマサバのABCを算定するには、一体、どういったデータが必要なのかというのをまとめたものでございますが、この真ん中の欄に求められる指標と数値という欄がございます。主に資源評価に求められますものは、魚の大きさと年齢の関係、年齢別の生息尾数、さらに自然の状態ですぐ死んでいくかと、漁業によってどういった割合で死んでいくか、今年、どれだけ魚が生まれたかといったものを数値化して組み込んでいくと。そういった数値化に必要なデータというのが漁業及び調査船から、さらにはその他実験データからという、こういった中のそれぞれのマトリックスのデータの精度をどうやって向上させていくかということが課題となっております。

8ページ目でございますが、その結果でございます。現在、資源評価の精度がどういったレベルにあるかというのを説明した資料でございます。現在、系群や魚群によりまして、資源の評価のレベルがそれぞれ異なっております。下の表にございますように、84系群の資源評価をしていると言っておりますが、このうち資源量の推定が可能な魚種というのは36系群でございます。残りの48系群につきましては、推定ができずに水準とか動向の把握にとどまっているということでございます。したがって、科学的に申しますと、この48系群をどれだけ資源量の推定が可能なレベルに引き上げていくかということが重要でございますが、一方で、費用面、体制面を考慮いたしまして、こういった点で現実的な妥協を図るかという点も非常に大事になってまいります。

次のページをお願いいたします。9ページ目でございますが、これは新たに対応しないといけない課題をまとめたものでございます。1点目は、日本の水域のすぐ外側で外国漁船の漁獲が急増していると、この実態が不明であって、なおかつ、漁獲の量が無視できないような量に増大しているため、そこを正確に把握しないと資源評価ができないだけでなく、我が国の資源そのものがだめになってしまう危険性があるという点がございます。2点目が環境の変動、ここによる魚種交代の徴候というのをどのように資源評価に把握していくかという点が大切になってまいります。

次のページ、10ページ目は新たな調査をいろいろ実施していかねばならないという点でございます。

11ページをお開きください。今まで申しました資源の評価精度を向上するのに加えて、さらに皆様方にどのようにして、これをしっかり御認識いただいで活用していただくかというところが大切になってまいります。資源評価の精度を上げることは大変重要でございますが、それに加えて最近の環境変動によりまして分布が偏ったり、回遊経路が変化したりしております。そういったことから、資源評価の結果とそれが漁模様と一致しないという事例が幾つか起こってまいります。そういった場合のギャップというのをどのように解消していくかというところが大事になってまいります。

この点につきましては、最後の対応の方向になりますけれども、資源評価の精度の向上を図るということはむろんでございますが、それに加えて国民の皆様一般の、最近、資源管理に関する関心が高まっておりますので、評価手法や結果をできる限り公表して、誰が見てもわかるような、また、阻却性があるような体制の確保というのが必要になってまいります。さらに、漁業者の方々に資源状況をしっかり説明していくという努力の継続が必要となってまいります。

以上でございます。

○管理課長 続きまして、資源管理方策の状況と今後の方向性について御説明を申し上げます。

13ページを御覧ください。資源管理体制の推進ということで、資源管理指針、計画体制について御説明を申し上げます。現在、資源管理指針というものを国と都道府県で作成しまして、それに沿って漁業者団体で計画を作成していただくということで、平成23年度からこの体制を実施しております。平成28年3月、今年3月時点で1,868の計画がございまして、これを左下にありますように計画、実施、評価、改善ということで進めていただいているという状況でございます。

14ページになりますが、資源管理計画の内容でございます。ここの上の段にありますように、A類とかB類とかC類で、それぞれ、管理計画に記載する取組についてグループ分けをしております。A類というのが一番効果が高いといいますが、強いというんでしょうか、漁業者の操業そのものを自粛するというのでございまして、A類を採択する場合には一つ以上やっってください、A類がない場合にはB類またはC類の措置のうち、B類を含む形で二つ以上をやっってくださいということをお願いしているということでございます。これを各都道府県に設置されました資源管理協議会で、その履行状況を確認しているということでございます。

そして、資源管理措置を行うということになりますと、将来の収入が安定するのかどうかといえますか、そこに不安がございまして、資源管理・収入安定対策として真ん中の図にありますように、通常、共済では8割が限度ですけれども、積立ぶらすにより、それに上乘せいただきまして、原則90%ぐらいまで減収を補填し、皆様に資源管理に安心して取り組んでいただくというこ

とをお願いしているところでございます。

次に、15ページを御覧ください。この計画につきましては、平成27年度から5年目を迎えるものがございましたので、1,400の計画につきまして評価・検証を実施しております。残りの計画もこれ以降、順次、評価・検証をしていくということで進めておりまして、各地区で評価・検証をしていただいている中で、資源が増加しているという場合には、その取り組みをきちんと充実させてください、資源が減少、または横ばいだという場合には、管理措置はそれでいいのかどうかということを見直していただいて、さらに追加するというようお願いしているところでございます。

ただ、一方で、こういうことをやっていきますと反省材料といいますか、課題というものが浮かび上がってきます。その中で、一番典型的な例としてありますのが、ここに書いてありますように複数の都道府県にまたがるなど広い海域に分布する資源、こういったものはそれぞれやっても、どうしても調和がとれませんので、15ページの右側の下のほうにありますように計画内容と書いていますが、関連のある県で共通の目標だとか、統一的・効果的な管理措置というものを講じていく必要があるだろうというふうに考えております。同時に、こういったときには、一番下にあります資源管理・収入安定対策等を活用していただきまして、うまく資源管理に取り組んでいただくということが必要だろうというふうに考えております。

次に、数量管理の充実ということで現状をご説明申し上げます。16ページを御覧ください。まず、TAC制度でございますが、いろんなところで議論になりますけれども、TACは現在、7魚種を対象に実施しておりまして、先ほど漁場資源課長から説明を申し上げましたABCというものとTACを等量に設定するというので、運用改善をさせていただいております。さらに漁模様といいますか、回遊状況が変動するというので、期中改定を実施するというのもさせていただいております。

ただ、今後もそういう資源の状況を踏まえまして、適切なTACを設定する、あと、TAC魚種の拡大ができるもの、TAC管理の効果があるものですか、IQについても、引き続き、そういうものを検討していくべきだろうというふうに考えておりまして、まず、17ページを御覧いただきますと、具体的に資源管理分科会でも御説明を申し上げていますが、マダラにつきまして昨年秋から検討を進めてはどうかということでお示しをしております。

その中で、いろんな各都道府県ですとか、漁業者の方からお話を伺ってきた中で、17ページの真ん中にありますけれども、これまでの把握した課題と書いてありますが、TAC制度を運用するというのであれば、今のマダラの資源評価よりも精度の高い資源評価が必要ではないかと、あ

と、漁業者の理解を得るということについて、TAC管理だけではなくて、必要に応じてその他の手法も含めた資源管理の基本的な考え方というものを取りまとめることが、必要ではないかというような意見が明らかになっておりまして、あと、マダラにつきましては特に地域によって違うんですが、沿岸のほうで多様な漁業種類ですとか、あと、混獲でとられているというものもあるものですから、そういったものをどういう形で数量管理に反映できるかということについて検討を進める必要があるということだろうというふうに考えてございます。

次に18ページでございますが、これは少し毛色が違いますけれども、太平洋クロマグロの検討状況でございます、WCPFCというところで国際的な資源管理措置が決まっております、昨年1月から小型魚、30キログラム未満のクロマグロにつきまして、過去の平均値よりも漁獲量を半減するというので、全国的に取り組んでいただいております。かなり回遊状況の変動が激しいものですから、ブロック別に目標値を決めて管理をさせていただきましたけれども、定置網でとれる量も多うございまして、一部のブロックで枠を超過するというような状況がございました。

全体としては枠内におさまっておりますけれども、こういう反省を踏まえまして、第2管理期間は、沿岸は7月からのほうが管理しやすいということで、7月からの管理期間にしています。この第2管理期間では、定置網につきましては全国規模の共同の管理枠を導入し、今は自主的な措置としてやっておりますが、将来、本当にどうしても資源をこれ以上とり過ぎないようにということで操業をやめていただくという措置が必要になるための、公的な制度を想定して、これを試験実施するというので、今、各都道府県でもそういう計画づくりの最終化の局面に至っているという状況でございます。

次に、別の議論としてございますIQについて御説明を申し上げます。19ページを御覧ください。IQにつきましては御承知だと思いますけれども、漁業者ごとに、もしくは漁船ごとに数量を決めて管理をするということでございますが、効果ですとか、メリット、デメリットというのがございまして、そういうものを検証するというので、北部太平洋海区の大中型まき網漁業におきまして、試験を実施させていただいております。平成26年10月から実施させていただいております、2回目が平成27年10月から今年3月までということで、今、その状況を分析させていただいているということでございます。

このIQのお話につきましては、我が国においては非常に多種多様な漁業が営まれておりますので、一律というのでいいんでしょうか、一方的にというんですか、そういう形で導入するというのは難しゅうございまして、この検討結果を踏まえて、そういう漁業の実情とか、漁業者の理解を踏まえながら、うまく活用していくことが必要ではないかというふうに考えてございます。

20ページが今後の方向性ということで、一つは今後の方針でございますが、資源状況ですとか、利用の状況を踏まえまして、国や都道府県の関与のあり方を整理するということが必要ではないか。さらに国民生活上かつ漁業上重要であり、こういう割と国全体でというんでしょうか、そういうものについては積極的に国が乗り出して方向性を示すべきではないだろうか。さらに先ほど申しあげましたように、広域的な取り組みというものを構築していくべきではないだろうかというふうに考えております。少し魚種別に申しあげますと、対応の方向のところでございますが、国民の生活上、漁業上重要な資源というものについては、TACをどのように活用していくか、また、IQについてもうまく活用できるということであればやっていけばいいのであって、利用を促進するということです。さらに資源管理指針・計画で小型魚の保護とか、そういったものでうまく補強してやっていくべきではないだろうかと考えております。複数の県にまたがって分布し、多様な漁業者が利用している広域資源、これは先ほどから申しあげていますように国として指針を示して、それぞれの都道府県の地域の実情に合った形で、漁業者の方に計画を定めて管理していってもらいたいと考えております。3番目に資源状況が特に悪いもの、これにつきましては国のほうで今後の方向性をお示しして、具体的な取り組みをしていただくということが必要ではないか。その他の地域資源につきましても、都道府県ごとに、地域ごとに事情が異なりますので、そういったものを踏まえまして、それぞれ漁業者の方に取り組んでいただくべきではないだろうかというふうに考えております。

次に、資源管理の遵守を担保する仕組みということで、取締りに関連する部分について御説明を申し上げます。22ページをごらんください。現在、水産庁の取り締まりでございますけれども、本庁と全国に6カ所ございます漁業調整事務所、さらには沖縄にございます総合事務局、さらに加えて平成26年からは沖縄に合同の対策本部を設置して、取締りを実施しております。現在、船という意味では取締船は44隻、航空機としては4機を現有の勢力として取締りを実施しているということでございます。

一方で、22ページの右側のところでございますように、東北と北海道沖の200海里のラインを示したものでございまして、その外側に中国漁船が多数並んでいるのがわかるかと思うんですが、こういった形で中国漁船などが増えておりますので、こういったものに対応する必要が出てきているという状況がございまして。

次に仕組みの話になりますが、23ページでございます。日本の排他的経済水域内で操業する外国漁船につきましては、通称、漁業主権法と申しあげていますが、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律に基づきまして、農林水産大臣が許可して操業して

いただいていると、許可を受けなければ逆に言うと違反操業となるということでございまして、御記憶に新しいと思うんですけれども、平成26年に随分、中国のサンゴ漁船が日本の200海里に現れまして、そのときに罰金を上げさせていただいたと、罰則を強化したということでございまして、一番重い無許可操業につきましては、1,000万円から3,000万円に引き上げたということがございます。

実際取締りの状況でございますけれども、24ページをごらんください。水産庁が外国漁船に立ち入りをした件数の推移が左上に載っております、大体80件から百数十件という程度、毎年、立入検査を実施しております。あと、実際に違反を見つけて拿捕しているというのが下のグラフになりまして、毎年10件以上の拿捕をしております、内訳としてみますと韓国漁船が多いという状況になっております。さらに密漁漁具、こういうものも押収しております、右側の表になります。20件以上の押収件数がございます。

こういったことがございますので、対応の方向といたしましては、いかに取締り体制を充実強化するかと、さらには当然、取締りをする方の能力、スキルアップをすることと、さらにVMSとか、そういう新しい技術というんですか、そういうものをうまく活用いたしまして重点化、効率化を図るべきではないかというふうに考えております。従来からも実施しておりますけれども、海上保安庁や、都道府県の機関などとの連携、これも重要だろうというふうに考えております。

最後に、特に沿岸のほうでございます密漁の話について御説明を申し上げます。25ページを御覧ください。密漁というのは漁業関係法令に違反いたしまして、自然界に無主物として存在するものを採捕するというところでございますので、被害届とかが出るような窃盗罪とかと異なりまして、被害額というんでしょうか、そういうものを特定するということが困難だということは、あらかじめ頭の隅に置いていただければというふうに思います。

問題点のところを御覧ください。折れ線グラフは都道府県からの報告をもとに取りまとめを行っております。罰則がかけられたものだけではなくて、警告等でとどめたというものも含めております。この傾向といたしましては、漁業者の密漁というものは減少はしておりますけれども、漁業者以外の件数がふえているという状況にございます。この漁業者以外の者は恐らく二分されるだろうと。一つはナマコなどにありますように、反社会的勢力による組織化、広域化しているもの、こういうものがあるだろうと。実際に、そういった意味では現実には検挙に至っていないというものも多くあるというふうに考えております。一方で、漁業者以外の方、この方が余り漁業関係法令をよく認識していないで、結果として違反になっていたという、そういうものも発生

しているものもあるだろうというふうに考えてございます。

続きまして、真ん中のところですが、取締り体制でございますが、沿岸域におきましては都道府県でも取締船を持っておりますので、こういう取締船と海上保安庁の巡視船等によって取締りを行っております。漁業関係者の方が実際に見回りですとか、あと、通報を受けるということもございまして、こういったことと流通関係者の方の取り組み、協力を得て、密漁防止対策を行っているということでございます。

一番右側にありますが、沿岸の密漁防止対策といたしましては、今、申し上げましたように取締り機関、都道府県、あと、漁業関係団体、流通業者、この緊密な連携で地域ごとの特性ですとか、規制内容に応じた密漁対策を実施しているということで、これが重要ではないかと。当然でございますが、一般の方に対しましては、ホームページ等を活用しまして、きちんと規制内容がわかるようにしていくということが重要であると考えておりまして、こういったことにしっかりと取り組んでいく必要があるだろうというふうに考えてございます。

説明のほうは以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明のありました資料につきまして御審議いただきたいと思っております。資料について皆様から、御意見、御質問を受けたいと思っておりますが、審議の進め方として何人かの方に御発言いただいた後、一旦、区切りまして、まとめて事務局から御返答いただくという形で進めたいと思っております。なお、十分な審議時間の確保のために、委員の皆様からの御質問に関しては事務局より可能な限り、この場で御回答いただきますが、御意見に関しましては、場合によっては事務局における今後の検討の参考とさせていただいて、ここでは直接、御回答しないということもあり得ますのでお含みおきください。それでは、時間のめどとしまして14時55分、3時5分ぐらい前までに審議を終えたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

では、御意見、御質問をどうぞ。大森委員。

○大森委員 資料2に意見をまとめて提出させて頂きましたので、この内容も発言としていただきたい。最後の密漁対策のところまで含めて、相当数の意見をここで書かせていただいております。この中で、何点かお話をさせていただければと思います。

まずは、今回の資源管理の推進のテーマでは無いわけですが、第1回の企画部会でも、全体的なスケジュール感というのは入れていただいたわけですが、その検討期間の間にこういった個別の課題をどういう形で議論していくかというのが示されていなかったわけです。

今回の見直しされる基本計画の全体の構成をどう捉えて、これまでの基本計画で何を達成して

何が不足しているか、こういう全体を通じた議論の場が一度、必要ではないかというふうを考える次第であります。

それから、本日の資料のことについてですけれども、一つは11ページの関係です。資源の評価を向上していくということは本当に大変重要な問題であるという認識は勿論であります。ただ、11ページの対応方向のところを見ますと、どうしてもこれまでの取り組みの焼き直しというふうに感じます。次の5年間で新たな機軸というものを打ち出すべきであって、気候変動なり、外国漁船の影響のほか、開発行為や水環境の政策、さまざまな資源に与える変動要因をしっかりと分析・評価をしていただいて、精度を上げる研究をしていただきたい。その上で、漁業者の漁獲で、資源に負荷がかかっているということであれば、その要因をしっかりと取り除く厳しい管理措置というものが実施されるということは、当然だというふうに考えます。

御説明をいただいた中にもありますように、漁業者が現在の資源評価に十分な納得感を示していないというのは、突き詰めれば、ABCの評価に納得していないということになるのではないかと思います。要するにABCのシナリオが当たれば漁業者は納得するわけです。最近ではMSY理論の確からしさ、そういった問題に言及するような御意見もあるというふうに伺っております。その意味でも、原点に帰った資源評価の研究の充実、対応方向をまとめていただくというようなことが必要ではないかと考えます。

また、15ページ関係になりますが、ここの現状と課題のところ、特に現状の資源が横ばいの場合には資源管理措置の見直しというふうにいきなり繋げていくというには、短絡的ではないかと思えます。漁獲管理をするという前提で、その場合には収入安定対策が効いてくるということですから、そこのみの話でしょうけれども、前段でお話しした資源評価をどういうふうに精度を上げていくかということからしても、漁獲にすべての問題があるというのではなく、環境要因等の外的要因も見極めるような位置付けがあった上で、どういうふうにするかという形に持っていただくというようなことではないかと思う次第であります。

あと、アウトプットコントロール、これが最終的にTACなり、一部IQなり、そういったところが全体的には管理の目的として書かれているようにも感じますので、この辺のところも十分な資源の評価というものを漁獲の管理ということに短絡的につなげていいのかということも含めて、今後、御検討いただければと思います。

以上であります。

○馬場部会長 ありがとうございます。

何点か、御指摘がありますけれども、まず、ここで。

○企画課長 企画課長でございます。今、大森委員から何点かありましたうち、まず、1点、全体の業務の進め方についてでございます。お手元のファイル資料の最初のときの58というインデックスがついている資料1-1というのがございます。検討スケジュール案についてというものであります。前回の企画部会で5月に現行基本計画の検証というのを行いまして、その後、月1回ぐらいのペースで分野ごとに各論の検討をしていくということを予定しております。その上で、年明けに企画部会のところの二つ目のポツのところに、次期基本計画骨子案の検討ということで、この時点でどういった構成にしていくかということをお諮りをして、議論していただく予定でございます。

各論を検討していく分野の括りと、また、その構成というのは、また、別物とは考えておりますけれども、これから議論をしていくに当たって見通しがある程度、いつ、どういうことをやるということが立っていったほうがいいのではないかということであれば、我々も今、いつごろ、こういうことをやろうというおおよそのイメージはございますので、次回のときにそういったものがお示しできるかどうか、内部で検討したいというふうに思います。

○漁場資源課長 漁場資源課長でございます。大森委員の御指摘は結論から申せば、ABCの評価精度をしっかりと上げると、その中で外国漁船や環境等、新たな要因のしっかり影響を把握しておくべきだという点かと理解しております。我々といたしましても、まさに委員が御指摘のとおりだと認識いたしております。

お手元の資料でございますが、7ページをお開きください。大森委員が申されました外国漁船の漁獲や環境がどういうふうな影響を与えるかという点でいきますと、特に海洋環境の変化となりますと、真ん中の欄でいきますと自然の状態ですんでいく魚の割合や新たに新規加入する量に、海洋環境の変化というのは非常に大きく影響を与えます。また、外国漁船がどれだけ獲っているかというような点は、現在の漁業によって魚が死んでいく割合というところに非常に大きな影響を与えます。したがって、ここでいいますと六つ、括弧がございしますが、委員の御指摘というのはこのうち四つに影響を与えるようなこととなりますので、我々としても非常に大事な話であり、ここをどういうふうに向き上げていくかというのが資源評価の精度向上に大切だと思っております。

原点に帰った資源評価の研究を行うべきとの御指摘で、これもまさに我々といたしましては抽象的に海洋環境だとか、外国漁船だといいますが、それが資源評価、ましてや資源管理にどういうふうに影響を与えているのかという点をはっきりおわかりいただけるという観点から、このようなマトリックスを用意させていただいたわけでございます、そういった点でもいろいろ

な御指摘がこの表のどこに相当して、それで、どういった部分を強化しないといけないかという
ようなものを、よりわかりやすくやっていくという努力を引き続き継続していきたいと思ってお
ります。

以上です。

○馬場部会長 では、引き続きまして、御意見、御質問を受けたいと思います。では、まず、東
村委員から。

○東村委員 東村でございます。私も大森委員のように沢山の質問やコメントがございますので、
こういう場合は大森委員を見習ってちゃんと文書にして出すべきだなと思いましたが、間
に合いませんでしたので、重要なものから本当は始めたいところなんです、そこまで整理がで
きておりませんので、初めのページから順番に追って質問及びコメントを述べさせていただきます。

まず、2ページでございますが、漁業者の理解、という紫色のところでございます。この後も
理解という単語が何回も出てくるんですけども、理解という言葉の使い方としては納得してい
るという意味の理解です。国民の皆様の御理解をお願いしますとかいう使い方のときなんかは、
そういう言い方が多いのではないかと、納得してください。そのほかに理解というのは内容を把握
しているという、そういう意味での理解というのもあると思います。恐らくここなんかの漁業者
の理解というのは、ルールの内容をよく把握し、かつ納得し、だからこそ、ルールを遵守するん
だという意味で理解という言葉が使われているのかと思いますので、もうちょっと理解という言
葉を少し何かいい置きかえができればいいのかなと私は思いました。

それから、その隣にある漁業者による相互監視、日本では、諸外国をいろいろ多く知っている
わけではありませんけれども、大変、日本ではうまく回っているシステムだとまさに理解してお
りますが、ただ、相互監視がうまく行われている環境としましては、まず、産地市場があって、
そこにみんなが水揚げして、そこはお金がかかわってくるものですから、みんな、よく見ている
わけです。あの人は、きょう、どれだけ獲ったとか、同じような漁場で獲っているのに、どうし
てあの人だけ大きな魚ばかりになっているだろうというようなことがないように見ているわけ
です。もう一つは、あまり今回、取り上げられておりませんが、特にTACの管理においては
業界団体のあり方が非常に重要になってくると思います。そのあたりはどこかに入れ込んでい
ただければなと思います。

続きまして5ページに向かいます、これも理解の話です。国民による理解ということなんです
が、漁業者による理解は使い方はわかるんですけど、実は11ページにも出てくるんですけども、

国民に資源管理の評価とか方法とかを、なぜ、国民に理解してもらわなければいけないのかというのが少しよくわかりません。理解してくれていたほうがありがたいのはわかるんですが、その目的は例えば資源が減っているから漁獲も減っている、だから、流通量が少なくなって価格が上がっても、それはそういうものだから仕方がない、だから、例えば魚というのは高いものだとか、魚というのは価格が上下するものだということをわかってもらって、例えば魚食を普及するということにつなげるとかいう意味があるのかなというふうには思うんですけども、ここは何かぼんと出てくると、国民による理解は何のために理解を進めるのかなというふうに思うところでございます。

少し飛びます。11ページ、ごめんなさい、これはまさに今の国民の理解のところですので飛ばします。

16ページをお願いいたします。ABCの問題は、先ほど大森委員からも出ていましたけれども、そもそも、TACの設定にしてもABCの設定にしても、何を目的に漁業を管理しているのかということが、実は漁業によって異なっているのではないかと私自身は考えております。ちょっと前までのサンマの例を挙げればいいのかと思います。サンマの場合はABCよりも低いTACが設定されていたと理解しています。それはABCまでとってしまうと、経営への影響が大き過ぎるということで、そういうことも勘案したTAC設定であったと思います。もちろん、ABCよりTACが上というのは困るわけですが、実は何を目的としてTACを設定するのかというのは、資源管理分科会で出されるABCに反映されていると私は理解しております。ただ、それがそれこそ、国民の理解が得られない、漁業者の理解が得られない状況に陥っているのではないかと考えますので、その辺をうまく説明することによって、大森委員のおっしゃっていた漁業者の納得というものにつながるのではないかと思います。

もう1点、16ページには期中改定があります。これは一部国民、また、海外から非常に日本のTACはいいかげんだと、率直に言えば、言われる要因の一つとなっております。でも、本当はむしろ逆で、新しい情報を入れることによってTACが途中で変わるということは、より精度の高い資源評価を行っているということなのですから、そのあたりのことをちゃんとわかってもらわないとおかしな議論が巻き起こって、おかしな方向へ物事が流れてしまうことを私は危惧しております。

最後に、すみません、長くなりましたが、19ページでございます。IQ方式の話です。2点です。一番最初に、IQ方式とはTACを漁船や漁業者ごとに配分してとありますけれども、私が今、知っている限り、日本では漁船に配分していることが多いようです。一方、本当によくというか、多

くの国を知っているわけではないんですが、私の知る限り、カナダ、アラスカなんかでは経営体にIQもしくはITQを配分しているということが多いようです。今、それはなぜなのかというのを調査というか、聞き取り調査を行っている最中なんですが、さまざまな許可制度が漁船についているものですから、それに合わせてIQも漁船におりてくるのが何となくフィットするというふうにおっしゃっています。

経営体においておいたほうが私としては納得するんですが、ただ、経営体ごとにIQを配分すると、次にあるのはITQへなだれのように国が幾らやっても水面下で起こってしまうということから、漁船というのはある意味、もう少し検証した上で私も言うべきでしょうが、漁船ごとというふうにしておくのはいいことかもしれません。許可制度とも連動させられますし、そういうふうになります。

それから、本当にこれが最後にしたいです。IQ方式の問題点、IQ枠に基づく各船の自主的な計画的操業による漁獲の集中と魚価の乱高下の懸念、これは実は逆もあるんです。魚価が乱高下しない場合に、それでも漁獲が集中するというのがカナダのズワイガニで起きているところです。つまり、いいカニがとれる時期が非常に限られているので、魚価が変わらないのは漁業者のせいではなくて流通業者の問題なんですけれども、割愛させていただきます、要は流通業者の問題で、漁業者が幾ら頑張ろうとも価格は固定されていると。そうすると、早くとってしまっただけで早く終わらせて次のことをするなり、次のことができないなら休むなりということで漁獲が集中してしまう。

ですから、IQの問題点なり、効果というのは、IQとか漁獲の場面だけを見ているのではなくて、その先の流通まで見ないと本当のところは把握できないので、日本で導入することを検討する際にも、漁業だけを見るのではなくて、その先、流通もしくは国際市場ぐらまで見て、IQを入れる、入れないを判断していただきたいと思います。

長くなりましたが、私からは以上です。ありがとうございます。

○馬場部会長 では、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 それでは、何点か、意見と若干の質問をお願いしたいなと思っております。相対的に今回の資料を見て、前回の5年前の論議と重ね合わせて見ておりましたけれども、相変わらず漁船の乱獲というものをもとにした書類のつくり方というものは、完全に直り切っていないのだなというような印象を受けました。5年がたって最近、よくわかってきたのは、環境の変化、海水温の上昇によって魚の生息水域が大分変わってきた。この辺が魚の移動の要因ではないのかということが、わかってきたということです。当然、餌のないところに魚がいるわけがないので

あって、これが原則だと私は思っています。この辺がどうも記載の中には余り出てこないということですが。

現在の調査の方法ですが、10ページに詳しく載っておりますけれども、いまだ、このような旧態依然としたやり方で調査しているということです。これは当然、漁業者、漁業従事者、国民に情報を開示するという観点からいけば、どの船がどういうことを調査して、どのような方法で調査しているかというのが全く見えてこないということです。

これは今後、直していくということでしょうから、下のほうの新たな調査というものについては、進めさせていただきたいと思っております。特に三次元ソナーを使って魚種別、大小が調査できるという社会になってまいりました。これは非常に大きい効果を生んでいます。現在の調査船で79隻、いるということですが、大方は地方自治体の船ということですから、本来、地方自治体の船よりも国が管理する広域的に調査できる大型船の調査をふやしていくということが必要ではないかと思っております。

広い海域で、最新鋭の機械を使って調査する、あわせて水中グライダーも非常に効果を発揮すると思います。現在は捕獲し、魚の体長、体重、年齢の調査をしております。一番肝心なものは魚の餌になる、プランクトンの調査が大事ではないのかと私はそう思っています。

それから、前回も申し上げましたけれども、北太平洋のTACの問題ですけれども、現在のTACの7魚種の大多数が当然、公海とのまたがり資源になると、こういうことになろうかと思えます。今後、TACを設定する場合にどのような形でTAC設定を構築していくのか。これまでは我が国のEEZ内部の話だけでしたが、ここ、二、三年、北太平洋の公海の資源管理をめぐって、さまざまな話が出ておりますし、まさに今、報道されているとおり、非常に微妙な問題もあるでしょうし、日本の200海里に入ってくる魚の問題も当然、またがり資源と従来のまたがり資源の考え方を異にするような状況になるかもしれません。そういうこともあわせて早急に検討して、次期水産基本計画の中にどこかにでも入れておかないと、途中で直すというのも難しいということですから、その辺では含みを入れたような形でつくっていくべきではないかと思っております。

それから、IQ制度についてでございますが、現在、日本の遠洋漁船の中で、IQ制度を使って操業したことのない船は、逆に現在は少ないんだと思っております。ことし1月で禁漁になりましたけれども、ロシアのサケ、マス、それから、ロシアのトロール関係、サンマもそうでしょう。これは全部、IQ制度のもとで操業している、ミナミマグロもそういうことになります。それから、カニもそういうことだということですから、そういう意味では、IQ制度が決して悪いということではありません。これは漁業種、それから、魚種、さまざまなものがあって、将来的には進めて

いかざるを得ない制度なのだろうというようには認識しております。特に我々乗り組み側からいいますと、頑張る、もうかる漁業もそうですけれども、IQ制度によって海難事故が極端に減るといふ実態にあります。

当然、競い合って無理な操業をしないと、こういうことですから、そういう意味では非常にいい制度です。それから、漁業種についても10ページにあるとおり、計量魚群探知機と書いてありますけれども、三次元ソナーを使って魚の大小、種類が把握できる時代になってまいりましたので、無理に小型の魚を漁獲する必要はないということになります。そういう意味では、IQ制度を使って資源の保護を図っていくということについては、賛成したいと思っております。

ただ、ITQについては非常に大きい問題があつてクォーターを売買されるということになります。そうすると、異業種の企業にも売却されるなど問題が多すぎる。漁業者の生活を脅かすことも懸念される。沿岸から沖合まで、漁業者が管理しながら漁場を守っている。ITQについては時期尚早という形で、これは現段階では厳格に反対していきたい。一切、この中には入れてほしくないというように思っております。

それから、最後ですけれども、取締りの問題です。44隻の取締船がいるということで、この資料の中に27年度の立ち入り件数は111隻だと記載されている。そうすると、取締船1隻当たり2.5隻ぐらいの臨検となる、そうすると、11隻ずつ臨検すれば10隻の取締船で間に合うということになります。数字的にはそういうことになるんです。

ただ、簡単にいかないのは日本の海域の広さ、国土面積の12倍とも言われていますし、世界でも6番目の広大な海域を密漁船や違反操業船、特に、外国の違反操業船ということになるんでしょうけれども、これらを探し回るというのは非常に難儀なことだと思っております。本来であれば、先ほど言ったように隻数を減らすということになるでしょうけれども、実際は増やしていかないと対応し切れなくなる。特に北太平洋公海の条約で、新しいTACを決めるというような話も聞いていますが、日本の200海里に入ってくる違反船も増加することも想定されますので、そういう意味では、増やしていくべきだと思います。そうしないと対応し切れないということになるかと思っております。

ただ、増やすのは結構ですが、複数隻を保有している、ないしは所有している会社があります。取締り専門の会社になってしまつて、なれ合い的なものになる可能性もなきにしもあらずということですから、広く浅く公募していただいて、一地区だけではなくて多く地域で、今までのように、漁業者が兼業という形で広くやってきたわけですから、その辺も加味していただければなどというように思っております。

以上です。

○馬場部会長 2名の方から発言いただきまして、コメントが多かったように思いますけれども、もし何かここで御回答する部分がありましたら。

○管理課長 管理課長でございます。まず、東村委員からいただきましたように、TACの管理については、業界団体の方には非常に重要な役割を担っていただいておりますので、そういったものをちゃんと評価するという形は、今後もとれるようにしたいというふうに考えております。

あと、期中改定とかにつきまして、確かにいいかげんだと言われるのは非常に残念でございますので、我々として理解をちゃんとしていただけるように、資料づくりですとか、広報については努めさせていただきたいと思っております。

IQにつきましては、お二方から意見がございましたように、これは管理手段でございますので、合うものと合わないもの、導入の前提条件というのがちゃんとあるのだらうと思っております。そういった意味で、現在、研究をさせていただいておりますので、その中でIQをうまくつかえるところには使っていただくということで、引き続き、そういうものを整理させていただきたいというふうに思います。御意見としていただいた流通関係の話も今後、頭に入れながら、その研究を進めさせていただきたいと思っております。

あと、取締りにつきましては、おっしゃるように非常に日本の200海里内は大きゅうございまして、相対的に見ますと、恐らく外の漁船からすると日本の200海里内のほうが豊かな漁場に見えるのではないかと考えております。そういった意味で、取締りをしっかりするという事はニーズが尽きないわけございまして、当然、予算の制約というものはあるんですけれども、効率的、効果的な取締りというものを引き続き追求していきたいというふうに考えております。

○漁場資源課長 東村委員の理解というところでございます。これは今回、私どもは漁業者による理解だけではなくて、国民による理解という言葉をあえて使わせていただいております。その背景といたしましては、資源というのは変動するものでありまして、場合によっては漁獲を削減しないとイケないと、そうすると流通が減ると、しかし、資源を守るためには短期的には流通が減っても、長期的な観点から削減はしていかないとイケないと、そういったものを国民の皆さん全部に理解していただくというのが非常に大切なんだろうと思っております。これは特にクロマグロなんかの経験を踏まえて得たところでございます。

数年前ですと、クロマグロの漁獲を削減するとなった場合に、マスコミの論調というのは高級マグロが食べられなくなるとか、食卓の胃袋を直撃するという、そういう観点だけの論調でございましたので、逆に言うと、資源の管理というのが我々の立場からすると少し進めにくいという

ところがございました。それがマスコミの皆様、さらには国民の皆さん全体に理解していただいたおかげで、クロマグロのようなものも推進できたと思っておりますので、こういった観点で国民の理解というふうに使わせていただいております。

もう1点は、こういった国民と書くことによっていろんなフィードバックが期待されます。フィードバックの過程においては、当然、我々に厳しい意見もありますけれども、そういったものを踏まえてしっかりした議論を形成して、物事を進めていくという観点も大事だと思いますので、ここはそういうのも含めて国民という言葉を使わせていただいております。

○馬場部会長 ありがとうございます。

では、引き続き再開したいと思います。浜田委員からお手が挙がっております。

○浜田委員 浜田でございます。私からは、19ページの数量管理の充実のIQ方式の問題点で挙げられているところに関連して、御意見を申し上げたいと思います。IQ方式の問題点として、安価な小型魚などの投棄の可能性と、それから、漁獲の集中と魚価の乱高下の懸念ということが挙げられています。私が資源管理はもとより水産業界を見たときに、少し違和感を感じていた部分でもここは関連するんですけども、まず、消費者のニーズと、それから、市場の価格と漁業者様の意識、この3点で大きなずれが生じているのではないかなというふうに思っております。

魚の規格について、例えば消費者でいいますと、まずはおいしいことが第一で、旬のものが鮮度よく食べられれば、大きさというのは余りにしません。食べ方の提案がなされていけばなおのことうれしいというのが消費者の心理でございます。私も大手のスーパー、それから、飲食店などでメニューの開発の指導を行っておりますので、そういったところでは漁業者さんが思うほど、大きければいいとか、大きくて高いからいいというような先入観なく、消費者の方は小さいものでも安価でおいしく食べられればいいというような柔軟な姿勢であります。

ところが例えばですが、サンマ漁業の業界に行って私が実際にお話を聞いたところ、大きいものがよくて、当然、市場での取引価格というのは高くなりますから、すごく皆さん大事に扱われますけれども、中程度以下のはジャミサンマと呼んで、どうせ餌かすり身にしかならないと、それ以下のはハリガネと呼んでいて、どうせ魚粉ぐらいにしかならないという感じで、ほぼ小さいからお金にならないから捨ててもいいというような感じのお話をよく聞きます。

実際には消費者の立場で言うと、大きなサンマというのは大き過ぎて一般家庭のキッチンのお魚コンロに丸ごと1匹入るサイズではありません。焼くために切る手間がかかるので、それさえ面倒に感じる人は家で焼く機会がますます減っていくという魚食離れが起こっております。

私は、平成24年度からファストフィッシュ委員会の副委員長をさせていただいております、

5年目になりますけれども、ファストフィッシュではジャミサンマを商品として1尾100円で販売したところ、よく売れました。理由は、ジャミサンマのほうが値段が手頃で、家庭用お魚コンロの中に丸ごと入って焼け、毎日おいしくいただけるという消費者のニーズに合っていたからということなんです。

ということからも考えますと、資源管理とは数の論理だけで高く売れる部位や、魚種や、大きさだけを確保し、小さく安い魚や部位をぞんざいに扱うことではありません。人間が作り出せない自然からの恵みである限られた資源を、どう獲り、守り、食すかというバランスに焦点を当てることを資源管理だと考えると、どんな小さな魚も魚種も、部位も資源に違いありません。

小型魚や雑魚や骨や内臓などの市場価格が安いから価値が無いと決めつける漁業のあり方は、戦後から何も変わらない旧態依然とした価値観だと考え、意識改革していく必要が制度の充実とともにあるのではないかと思います。このように、その市場価格や規格が消費者のニーズとズレていることが水産業界の中では多く見られます。もっと言えば、農業でも同様なことが大きな問題となって衰退の原因となりました。規格サイズの生産物を出荷するために、それを上回る規格外の野菜や生産物の廃棄が必要になるので採算が合わず、所得が向上せず、後継者の不足などを補助金の投入で賄うという仕組みが出来上がったのです。

資源管理を進め、子々孫々まで魚食を普及することを考えるならば、資源管理の方法論を深めるだけでなく、平行して旧態依然とした漁業者の意識改革も行っていく必要があるのではないかとおもいますし、これから子々孫々まで魚食を普及させていくということにも繋がっていくと思いますので、そのこのところをただ単に管理の方法論を深めていくのではなく、漁業に関わっている人たちの意識の改革というのが、時代とともに必要なのではないかとこのところを意見を申し上げさせていただきます。

○馬場部会長 あと、関委員、久賀委員、あと、佐藤委員さんでしたか、まず、そこまで、一旦、区切りたいと思います。では、まず、関委員からお願いします。

○関特別委員 コメント的なことと質問とあります。

一つは18ページのところで、クロマグロの話から定置の議論というのがずっと行われてきているんですけども、定置というものの性格を考えると、なかなか、難しい部分があるんじゃないかなというふうに理解していて、今後の定置のあり方にかかわる問題でもあるので、自分としても注目していきたいなというふうに思っているというのがコメントです。

それから、25ページのところなんですけれども、25ページのグラフというのは密漁の検挙数を挙げているのでしょうか。この数何なのかなというのがわからなくて、教えていただきたいな

と思います。検挙数が上がっているのか、単に密漁が増えているということなのか、密漁が単に増えているというのは、何をもってその値が出ているのかというところを知りたいと思っています。密漁の対策もそうですし、さっき、ご発言があった小型魚の廃棄の問題もそうなんですけれども、こういう問題は出口のところの流通とか販売の部分での対策というのが非常に大事ななどというふうに思うわけで、むしろ、本当にまさにそこを国民に理解してほしいというところなのかなというふうなことを感じております。

以上です。

○馬場部会長 では、次に久賀委員さん、お願いします。

○久賀特別委員 久賀でございます。2カ所について4つ質問があります。

まず、15ページです。5年間にわたる資源管理の取り組みが行われたということですが、この5年の取り組みの結果、資源が増加した例が4割で、減少・横ばいの例が6割だという数字が書かれてあるんですけども、この数字を見ればよいのかということをお教えいただきたいと思っています。成果があったと見ていいのか、まだまだ、これから5年もしっかりとやっていかなければいけないと見ていいのか、その見解をお教えいただきたいというのが一つ目です。

それから、同じところで資源管理の取り組みの結果、資源が減少した、あるいは横ばいであった、あるいは増加した要因というのは分析されておられるのでしょうか。もし、されているのであれば、誰によって行われていて、それがどういう形で現場のほうにフィードバックされているのかということをお伺いしたいと思います。

2カ所目は22ページ以降の件です。取り締まりの体制を強化しても、一方で外国船の増加によって日本の漁業操業のところでいろいろな悪影響があると思います。例えば漁場を移動せざるを得なくなって、漁獲量が減ってしまった可能性があるとか、あるいは漁具被害など今後5年間にかけても、そういったことはあるのだらうと思います。質問は、操業現場での被害を国として把握する仕組みというのがあるのかどうか。もう一つの質問は、悪影響を受けた漁業者に対して政策的な支援はされているのかということです。

以上です。ありがとうございました。

○馬場部会長 続きまして、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。3ページ目をお願いいたします。国民の理解、目線はもちろん大切ですが、海が世界とつながっていることを考えると、日本の海洋政策や白書は世界からも注目されています。そうした意味合いも含め、最初のところで日本の海域の特長や特性を表現していただきたいと思っています。日本の海域がどんなに多様な海であるか、世界の海の中でも非

常に生物多様性の豊かな海であることから始まり、魚種も豊富で、北欧やヨーロッパの国々とは海の中身が違うのですよ、というふうなことを文字と絵や写真で表現していただくと良いと思います。国民が見たときに、そうなのかと、日本の海に対する理解が深まります。また、漁業管理の手法が大変難しいのは、日本の海が豊かで、四季折々に多くの種類の魚が獲れるからだ、というふうにも理解が深まるのではないかと思います。

漁業管理について、マスコミで一部の魚種や漁法について話題になると、大変心配になったり、本当にこの魚種は大丈夫なのかと思ってしまいます。ただ、資源管理を考えると、心配ばかりするのではなく、そもそも日本の海というのはこれだけ多様で、それを何千年も食べてきて、それを守る仕組みもあった。しかし、近年になって人口が増え、獲る魚も増えたことから、いろいろな問題も出てきている、ということからスタートする必要があると考えます。

以上のことから、まず最初に日本の海の多様性、東アジアの海の豊かさについて書いていただくと、より理解が深まるのではないかと、ぜひ、入れていただきたいと思います。

そして、2ページ目のところの一番下に、漁業者による相互監視と書かれています。相互監視という言葉はきつめの言葉ですけれども、本当に日本には海洋保護区という言い方ではなくて、みんなでルールをつくるという仕組みで1,000カ所もそういった入会地があり、みんなで守る仕組みがあったと、最近、伺いました。

また、つい先週ですが、東京湾が江戸湾だったときに、漁師さんたちが200年も前に漁業協定をつくっていたと伺いました。お互いの取り分を確保するため、ということがもちろんありますが、漁法を新しくとり入れるときにはみんなでよく考えて、次の世代に資源を残すためにどうしようかと考えてやってきたというお話でした。そういう日本がこれまで取り組んできた浜の努力やよいことも、日本の国民、そして世界も意識して、このアクションの中にコラムの形でぜひ、書き入れていただいたら、漁業というものの難しさも読む人に伝わると思います。

そして、ルールを上から押しつけられてやるのではなく、漁師さんたち自身が本当に自分たちの次の世代を考えて、このように工夫してきたということを改めて記述することで、現在の漁業者の理解や前向きな意欲も高まるのではないかと、国民の理解も深まるのではないかと思います。ぜひ、そういったコラムを掲載していただきたいと思ひまして、発言をいたしました。

以上です。

○馬場部会長 平野委員さんまでいただいて、一旦、区切りたいと思います。

○平野委員 資源管理のルールで、外国船による密漁ということで、中国のサンゴの密漁や去年のサンマの密漁など、密漁というのか、台湾船によるかなりの、相当な量をとられたというので、

これが非常に国民に対して資源管理というのが大事であるということ、それから、海はつながっているということを非常に知らしめたのではないかなというように思います。非常に海は広いですから、確かに見つけてすぐに捕まえるというわけにはいかないとは思いますが、23ページ目で思ったことなんですけれども、台湾、中国、韓国からたくさんの船が来ているということなんです、個人で小さい船で日本の近海まで来るのはかなり無理があると思うんです。

ということは、組織的に大きな組織が動いているということを考えますと、23ページ目の漁業主権法の概要の(3)のところに、保釈金を提供することにより、拿捕された者の釈放と押収物の返還がなされるというようにありますけれども、たくさんの燃料代をかけて大きな船でやってきて、たまたま、拿捕されて罰金を払っても押収物は返されるし、そこそこ、もうけがあるんだったら、また、やろうかになるので、ここを厳しくする方法というものはないものかというのと、なぜ、押収物が返還されてしまうのかという疑問がありまして、ここを質問させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○馬場部会長 では、ここで一旦、区切りまして御返答をお願いします。

○管理課長 まず、クロマグロの定置の話だけ私のほうから申し上げますと、関委員の御指摘のとおりでございます、クロマグロの管理におきまして、定置をどのように管理するかというのは課題になっております。実際に過去の小型魚の漁獲実績で申し上げますと、定置だけで1,700トン以上とっている年がございます、国際的な枠であります4,007トンをどうやって守るかというときに無視できない量だということで、一生懸命、技術開発もあわせて取り組ませていただいておりますが、まだまだ課題は多くございます。

そういった中で昨年の状況を申し上げますと、太平洋北部ですとか、日本海北部のほうで局所的にすごく短期間にとれましたので、そういったことを踏まえまして、もうちょっと広い範囲で枠を設けて、公的な管理としてはそういう形にして、もう少し漁模様というんでしょうか、回遊状況に応じて漁業者間で調整できるような形であれば、管理がしやすいのではないかという議論があったものですから、第2管理期間につきましては全国枠という形で設けさせていただいたという背景がございます、引き続き、どうやったらうまく日本の中で数量管理に貢献していただけるかということは、追求をしてまいりたいというふうに考えております。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長でございます。25ページの密漁のグラフですけれども、こちらのほうは漁業関係法令、漁業法違反とか、そういったものにつきまして都道府県の漁業監督官ですとか、警察、海上保安庁が検挙した数です。検挙というのは単に罰則をかけるだけじゃなく

て、警告にとどめた場合というのも含めまして、この数というふうになっております。

また、流通の問題で御指摘がございましたけれども、重要な輸出品であるナマコなど非常に密漁物が流通しているというふうなことなことも指摘されております。こちらのほうは今後、実態を把握しながら密漁による漁獲物といったものを市場流通させないように、委員の御指摘のとおり、市場から密漁による漁獲物の排除をするよう取り組んでいきたいと考えております。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の加藤でございます。久賀委員からの15ページに関する御質問についてお答えします。資源管理計画の評価・検証結果をどのように評価するか、という御質問ですが、まず、前提といたしましては資料の2ページ目でございますように、資源管理全体が公的な管理、これについてもインプット、アウトプット、テクニカルと三つのパターンがございまして、それに追加するような形で自主的な管理もあわせて行われていると、そういった現状がございまして、

そのような中で、ある地域のある計画で対象としているある漁業が獲っていた資源が減少したものが全体で26%ということでございますけれども、この一つ一つについては、後ほど御説明いたしますけれども、原因等の検討をしているところでございますけれども、全体的に見てどうかというような観点といたしましては、いろんな観点から、いろんな見方がございまして、一言でお答えを申し上げるのは難しいというのが率直なところでございます。

それから、2点目の減少や、横ばいの要因の検討やフィードバックについてでございますけれども、まず、この評価・検証につきましては各県ごとに協議会を設けておりまして、そちらに県庁の水産関係の職員、それから、試験場で調査研究を行っている者、それから、当事者である漁業関係者として漁協などが構成員として入っており、さらに共済の関係者なども入っております中で、一つ一つの計画について、資源の指標の状況などについて、5年間、どのような状況だったのかということを見ております。

そして、そのときに例えば漁獲努力量、漁船などを増やしていないのになぜか漁獲が減ってしまっているというときには、これは環境の要因があつて、子供がなかなか生まれなくなっているのかなとか、そういった観点での検討ですとか、あるいは環境はそんなに変わっていないけれども、操業する漁船が増えたとか、そういったときにはもう少し努力量を減らさなければいけないとか、そういうふうの一つ一つ検証しており、その上で実施計画数を集計しているところでございますので、最初に大森委員からもございましたけれども、いろんな要因について一つ一つ考えながら、今後、どういう措置を追加したらいいのかとかいうところについても、見直し・改善等を図っていただくことを考えております。

また、フィードバックというお話がございましたけれども、漁業関係者、漁協などが入っておりますので、当事者の漁業者にも直接、この結果がフィードバックされ、また、次のPDCAサイクルとして、改善の議論にすぐに入っていただけるような状態にございます。

それから、全体で成果があったのかという点につきまして、この結果を受けて結論づけることは難しい部分がございますけれども、1,800の計画というものは、日本全国の漁獲量ベースの中で9割ほどのカバー率でございます。また、計画の中で定めました管理措置について休漁措置などをきちんと履行したかどうか、一つ一つ確認しており、そういう意味では、計画的にやろうと定めたことを着実に実施していただき、それを資源の状況、環境等、いろんな状況に応じながらPDCAサイクルを回しながら続けていくという仕組みをこの5年間でかなり構築できてきたというところは、全体としての一つの成果ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○指導監督室長 指導監督室長でございます。引き続き、久賀委員からの取締りの関係でございます。おっしゃるとおりでございます。水産庁の取締りは違反者を捕まえるというのは目的ではありません、手段だと思っております。我々の仕事は日本の水域の中の魚の資源をしっかりと守ること、それから、日本の漁船がスムーズに操業できる漁業秩序の維持と我々は言っておりますが、その二つをしっかりと達成することが目的だと思っております。

そういう意味では、漁場を守る、漁具をしっかりと守るといのは我々の目的でもありますし、また、漁業者さんですとか、組合ですとか、県からそういうようなことがあれば呼ばれるというか、いろいろ、情報が来て、しっかり現場では対応するという仕組みができておりますし、また、外国船は日本の水域は広うございますが、場所、場所、時期、時期によって獲れる場所、来る時期というものはある程度、重点海域というのがありますので、そこはあらかじめ計画を立てて重点的に船を配備するなど、効率的に取り締まりをするという努力をしているというところでございます。

また、私は直接の担当ではないのですが、被害があった場合の施策支援というのはいろんな形で予算措置がなされているということでございます。

以上です。

○国際課長 国際課長でございます。今、漁業監督室長のほうから最後にございました漁具に被害があった場合にどう対応しているかということですが、すべからくどこの海域でもというわけではございませんで、相手国であるとか、場所ですとかを限った話になっております。例えば中国とか、台湾との間での被害については、国がお金を出しまして基金をつくっております。その

基金の中から漁具被害などを一定率、カバーできるというふうな、国も入った形での仕組みをとっております。

今申し上げた仕組みは被害があった場合ということですので、被害を出さないようにということがまずは第一ですので、また、次回以降のテーマ、国際課が担当させていただくときも御説明いたしますけれども、そういったことを相手国との関係で、まず、ルールをつくって、被害がないようにしていく。次に、実際の操業場面では、先ほど指導監督室長のほうからお話がありましたように、我が国の船も出て、そういったものが守られているかどうかを見ていくと。さらに、それでも被害が出た場合、日本の漁業者の方が泣き寝入りをしてしないで済むように基金の造成などによって一定程度、手当てをしていくと。こういうようなスキームだというふうにお考えいただければよろしいかと思えます。

以上です。

○管理課長 平野委員からございました23ページの主権法の担保金の話でございますけれども、基本的には日本の排他的経済水域、これにおけるどういう措置を講じるかということについては、海洋法条約から引っ張ってきているといたしますか、前提条件がございまして、それで、担保金制度につきましても海洋法条約の中で記載されてございますので、それに従ってやらせていただいているという意味では、日本だけがそれを逸脱したというか、そういった規定ぶりはさすがに難しいのではないかと思います。

以上です。

○馬場部会長 まだ、あと一巡ぐらい、できればまだ御発言のない方を中心と思ひまして、では、千葉委員さんと中田さん。

○千葉特別委員 意見というか、質問なんですけれども、資源評価の精度向上ということでⅡ-2のところには書かれていますが、実際には努力されていると思いますが、漁業者からの漁獲情報とか、できれば近隣諸国の漁獲の国際的な情報収集について、なかなか、情報開示してくれない近隣諸国も多いということがあるかと思います。評価の精度向上ということに関しては、努力していかなければならないし、また、実験によるデータ、調査船による調査データ、こういったものも国際的に情報収集して、交換していくというようなニュアンスのことが必要だと思いますが、この文章の中に国際的なことがどうということが一切ないような気がしましたので、その辺だけ意見を述べさせていただきます。

○馬場部会長 中田委員さん、お願いします。

○中田特別委員 同じく9ページにある資源評価の精度向上のところ。「環境の情報」を精

度向上のために取り入れていくということが出てきております。しかし、今までの環境情報の使われ方は主に二つあり、一つは漁場の予測のため、もう一つは資源の変化が起こった時に、ある程度時間がたってから、どうしてだったかと解釈の時です。けれども、これをもう少し早い段階で取り入れようとするれば、そういう対応ができるよう、意識を持って研究をなさйтеということが必要になってきます。

例えば、レジームシフトが起こったかどうかというのは、起こってすぐには研究者はなかなか言えない。けれども、「ある数値がこういう値をとればレジームシフトが起こった可能性があるから、注意しよう」など、指標を作り、それを役立てていくみたいなことを研究に入れていく必要があります。そういう取り組みが、環境情報を入れた資源評価の精度向上に大きく影響すると思います。

それから、もう一つ、佐藤委員もふれられていましたが、沿岸域で漁業者が自分たちで資源を管理しているということがあります。しかもそれは例えば環境省等のMPAに関する議論でも取り上げられています。こうしたことも入れて書いていただくと、広がりが出て水産以外の分野のいろんな人に理解してもらえるかなと思いました。

以上です。

○馬場部会長 続きまして、橋本委員、お願いします。

○橋本委員 橋本です。私は過去30年ぐらい漁場に関する法制度をずっと見てきたわけですが、感想というか意見か、中間ぐらいですが、水産基本法ができる前は遠洋漁業と沖合漁業と、それから、沿岸漁業というふうに三層に分かれていて、それぞれ法目的があったわけです。TACとかABCというのは、もともと、遠洋漁業といいますか、公海があったり、それから、条約があったり、パイの条約があったり、海洋条約があったり、そういうような中で出てきたものが総合化されて、だんだん、広がってきていると。

そうであるとする、もともと、例えば沖合漁業に関する日本の法制度は、私の理解するところでは産業振興というスキームをとっていて、漁業だとか、加工だとか、流通だとか、こういったものの全体をサポートするという要素があったと。沿岸の制度というのは漁業権漁業とか、地先沖合をちゃんとやるということで、それは地域を守るといいますか、地域の自治といいますが、こういうものを重視するというものがあったわけです。

だから、今日、話題になっているTACとかIQとかというものをABCもそうだけれども、これから充実させていきたいと思いますというときに、それはそれで非常によくわかるわけですが、それをやるのが産業振興とか、漁村といえますか、漁港といえますか、そういう地域の人たちにとってど

ういうメリットがあるとか、それぞれ、産業振興のようなメリットがあるのか、地域の人たちにどんなメリットがあるのかということが少しアピール、そこもトータルにアピールしていかないと、結局、一体、何のためにやって、どんなメリットがあるのかということがわかりづらくなると思いますか、そういう要素が何って、あるような気がしました。

前に委員の方がおっしゃったように、国民に知らせるといふときに、一体、国民って誰なんだろうかというところも関係していると思うんですが、それから、私はここの委員になる前は農水さん全体の政策評価の委員をやっていたんですけども、結局、大きな農水全体の政策評価もあるし、水産基本計画もあるし、今回、資源管理のPDCAがあると。そうなったときに資源管理のPDCAだけを見ると、確かに目標があって、それがちゃんと達成されているかどうかを見ていくということなんだけれども、結局、だから、もう少し上位の観点というか、そもそも、誰の何の役に立つのかというところが明確されている必要があるのではないかなという、感想と意見の中間なんですけれども、だから、もう少し、そこをアピールしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうかということをお述べさせていただきたいと思います。

○馬場部会長 ほかにはいかがでしょうか。では、長瀬委員。

○長瀬委員 今日の資料の中には出てない話ですが、資源管理を問うときに、川のアユで例えれば、アユを漁業者、遊魚者がとる量よりも、カワウが食べる量のほうがはるかに多いという現実があります。資料の中で日本や諸外国の漁獲量が示されていますが、これ以外に海の中ではクジラも捕食しています。そして一頭のクジラの食べる量は莫大な量だというふうに言われています。勿論、クジラも種類、大きさによって、一日に捕食する量や魚種は異なると思いますので、このことを調査捕鯨や個体数調査等を通じて学術的に証明し、資源に与えるストレスとして加えることでより正しい資源管理が出来ると思います。ただ、日本は捕鯨国ですから、それを表に出していくと自国の捕鯨の正当性のためにこじつけていると勘繰られる可能性もあるかとは思いますが、食物連鎖の中で捕食者であるクジラの頭数を適正に保つということも、資源管理の策として考えるべきだと思いますので、一言意見として述べさせていただきます。

○馬場部会長 遠藤委員、お願いします。

○遠藤特別委員 漁業取締りというくくりの中で、対応の方向として取締船の大型化や増隻を含む、そしてまた、その下に漁業監督官の増員や実務研修等による能力向上の強化とありますが、今現在、質問なんですけれども、水産庁で保有している船隻数といいますか、トン数といいますか、それから、現在の漁業監督官と称せられる人は何名ぐらいいるのか、参考までにお聞きしたいんですけれども。

○馬場部会長 では、ここで時間もありませんので、一旦、区切って御返答をお願いします。

○指導監督室長 指導監督室長です。御質問にお答えいたします。資料にも隻数はあったと思いますが、取締船は現在、44隻でございます。主力となっているのは500トン級の船ということになります。総トン数は計算しておらないので申しわけないですが、そういう状況でございます。人員のほうでございますが、取締船に乗り込む漁業監督指導官としては約120人、それから、別途、水産庁の職員だけで回している官船というのがあり、職員が170人ほど船乗りとして取締りを行っておりますが、以上を合わせて取締りに洋上で携わっている者は300人程度という形になっております。

以上です。

○国際課長 国際課長でございます。クジラの話をしていただきました。どういったクジラが生態の中でどういう食物連鎖の中にいるかというのは、まさに鯨類捕獲調査の目的でございますので、また、次回以降になりますか、国際課が担当となっている回に鯨類捕獲調査の実態なども含めてご説明させていただきたいと思っております。

○管理課長 橋本委員からの御意見については、今回出しております17ページのマダラの資源管理もまさしく同様の御意見といたしますか、反応をいただいております、我々としても単に新しい制度の導入ありきということではなくて、現場の方にとってTAC制度を導入して、マダラの資源管理をすることがどういう意味を持つのか、自分たちが取り組むことでどのような効果があるのか、そこについて理解をいただけるかということの一つ一つ丁寧に追求したいということで、作業をさせていただいております、おっしゃるように上から制度ありきということだけでは現場ではうまく回りません、そういった認識で今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○馬場部会長 よろしいでしょうか。まだ、御意見があろうかと思っておりますけれども、時間もそろそろ来ておりますので、御意見、御質問がある方は事務局のほうにお寄せいただければ、質問については御返答する機会があるかと思っておりますし、コメントにつきましては後ほどの検討の過程で参考にさせていただくことになるかと思っております。

私から最後に一言、今日、資源管理の推進についての議論をしているわけですがけれども、皆さんからいろいろ御指摘のありました国民の理解という点ですがけれども、これは資源管理の内容に対する理解が進んでいる、進んでいないではなくてもっと前の段階、資源管理をしているということをもまず認識されていないということだと思っております。業界の中にいけば、こういう議論をしょっちゅうしているわけですがけれども、一般的には漁業者、特に日本の漁業者、イコール、乱獲する者という論調がほとんどで業界新聞はまだしもですがけれども、大手のマスコミであれば、ほと

んど漁業者が乱獲して日本の資源管理は失敗しているという論調ばかりです。

これがもとになって資源管理あり方検討会は、ある側面はそれに対する回答で進んできた部分もありますけれども、余りにも誤解が多過ぎる、特に一般国民の。私も、6月初旬に日本食生活学会というところで基調講演で呼ばれて、日本の水産資源について話してくれということで話してきましたけれども、食生活学会の方も日本の資源が乱獲されているのであれば、食べてはいけないのではないかということを行っている意見の方もいらっやって、そういう理解なんです。

今回の基本計画づくりに当たっても、どういう場面で水産庁として、業界としてメディアに発言していくかという問題はありますけれども、ぜひ、その部分にもう少し本格的に取り組んでいただいて、TACの議論をずっとしていますけれども、TACをしているということはほとんどの国民は知りませんので、まず、そこからだと思います。ぜひ、その部分も取り組んでいただきたいなと思います。

○姜委員 それであるならば、ここに理解と入れるのはすごく難しいと思われまうけれども、いかがでしょうか。理解という部分は、先ほど東村さんもおっしゃっていましたが、把握してほしいということと、それから、納得してほしいという二通りの捉え方があると思うんです。それがその前のことなのか、このことなのか、この文章だけでは国民の理解を得てほしいというところが、どこに係っているのかが少しわかりにくいような気がいたします。

○馬場部会長 これに出ていないので。

○姜委員 そうなんです。なので、余計に国民の理解という言葉がこの文章に残す重要な意義を持っているところをもう一度、どういう言葉で発するのかというのを考えられたほうがよいような気がします。

○馬場部会長 今回の論調は、科学的な議論に基づかない非常に情緒的な、断定的な議論が大手のマスコミに流されているわけです。それしか取り上げないわけです。我々も取材を受けてもほとんど取り上げられません。科学的にはこうなっていますと言っても、科学的というのは非常に難しいですね。それは我々も非常に残念に思っていますけれども。

○姜委員 それはすごくよくわかります。国民の理解が11ページに入っていることが少し唐突過ぎるかなという、流れのことだけでございます。

○企画課長 この資料はまさにこの場での委員の皆様方の検討の素材でありまして、最終的にはこれを文章化して、最終的な基本計画の案文に整理してまいりますので、その段階で御指摘の点なども踏まえて、しっかり整理してまいりたいと思います。

○馬場部会長 最後に、まだ、御意見、御質問があろうかと思っておりますけれども、ぜひ、事務局の

ほうにお寄せいただければと思います。

それでは、何か事務局から。

○企画課長 では、事務局から次回の日程につきまして御案内を申し上げます。次回、61回でございますが、7月13日に開催の予定でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、委員の皆様からいただきました御意見につきましては、今後の検討の際に十分、御参考にさせていただきたいというふうに考えております。

本日はどうもありがとうございました。

《水産政策審議会企画部会終了後に委員・特別委員から寄せられた御意見等》

第59回企画部会（5月24日）を受けて

○ 米山特別委員

現行の水産基本計画の検証について審議を行ったが、水産庁の評価及び委員等の意見等も個別の問題に終始し、水産基本計画の総合的な評価について言及されなかった。今後、総合評価の審議が予定されているのかもしれませんが、総合的な評価と課題の整理後に個別問題を考えることも重要かと思えます。水産庁の評価と課題をお聞かせ願いたい。

第60回企画部会（6月24日）を受けて

○ 水越委員

水産物の資源管理について、「マスコミがよく理解していない」との指摘に対し、報道に携わる者として考えを述べさせていただきたく思います。

確かに昨今、クロマグロ、ウナギの資源管理といった比較的食いつきやすいテーマの時に集中豪雨的な報道があり、その後のフォローは少ないという側面はあるようです。国内の一般紙を比べてみると、水産の盛んな地域とそうでない地域では、質量に大きな差があるようにも見受けられます。

ただ、ニュースを見聞きした一般の人の中で、何となくではあっても「資源が少なくなっている魚があり、保護しなければならない」との機運が高まっています。こうした点で、報道機関の役割は小さくないと思えます。

水産基本計画は5年に1度の変更です。資源保護を含む水産行政について正しく知ってもらふ絶好の機会と捉え、政策審議会での議論を踏まえた計画の内容を、より分かりやすく伝えることが重要と考えます

○ 鈴木特別委員（御欠席：資料を受けて）

環境調査の視点（汽水域の減少と海浜の後退）

海水温、海流の変化など様々な環境調査が行われておりますが、汽水域の範囲がどのように変化しているかとの調査は、どのような調査方法で行われているでしょう

か？汽水の重要性は周知のことですが、それが水産資源に大きな影響を及ぼしていることについて問題を顕在化させ、世論を作っていく必要を感じています。

日本列島全域で海浜の後退と併せて汽水域の減少が起こっていますが、かつてと比較してどのようになっているかを、水産庁として客観的に把握し、それをどの程度問題視しているのでしょうか？

海浜の後退と汽水域の減少は、国土の治水政策によってもたらされたことは明らかです。ダムにより砂がせき止められ、取水堰によって真水が吸い取られた結果であり、この状況を放置すると更に水産資源への影響は計り知れないものとなるでしょう。

漁業白書の「資源管理の推進について」の中に、海浜の後退を抑え、かつてのような砂浜へ戻さなければならないとの主張と、海への真水の供給をかつてのような状態に戻さなければならないとの主張を盛り込むことはできるでしょうか。

(海への真水の供給について)

河川から供給されるだけでなく、地下水として水面下で相当量供給されるので、総量的には大きな減少はないという指摘があります。しかしながら、河川から流入した真水は、すぐには海水と混ざらずに海面に広がっていくので、地下水とは異なる混ざり方をするのです。

海水面に近い層に存在する汽水は、植物プランクトンの成育に大きな影響をもたらすので、地下水系の真水以上に重要な役割を持つのです。

IQ方式への後押し

資源管理の大きな切り札でありながら、日本においては、漁業者の抵抗が大きく、依然として導入が滞っています。

全国蒲鉾連合会での取り組み例を挙げます。

スケソウダラの冷凍すり身が米国ベーリング海にて生産されていますが、今から30年近く前まで、オリンピック方式で漁獲されていました。

そのため、魚体が小さかろうが、混獲魚が多かろうが、我先に漁獲に没頭していました。当然、資源にも優しくないし、出来上がるすり身の品質にとってもマイナスでした。

そこで、全蒲では、NMFSやUSSC（米国すり身協会）にIQ方式に転換するよう要望書を送りました。それが功を奏して、IQ方式への転換がなされて今に至ります。魚体が適切でなければ、その魚群を追わずに別の魚群を探す余裕ができ、すり身工場のキャパシティに合わせた水揚げ量をコントロールするようになりました。その結果、品質が向上し安定するようになりました。

米国の漁業者には当初抵抗がありましたが、いざIQ方式を採り入れてみたら、メリットの方が大きいことに気づいたと聞いています。かつてのオリンピック方式の方がよかった、それに戻りたいという声はまったく挙がらなかったのです。

日本においても、流通業界から漁業者に対して明確な要望を発するとか、時には強制的な圧力を加えるとかを仕掛けることで、IQ方式への転換を促す動きをつくるべきではないでしょうか。

また、一般の消費者には、オリンピック方式とIQ方式についての知識も理解もほとんどありません。消費者にとって、どちらの方式がメリットがあるのかを啓発していく動きも水産庁として行っていく必要を感じます。